

第105号議案

長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部改正について

長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部を改正する条例

長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（事務の種類及び金額）</u></p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 1通につき450円</u></p> <p>(2) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき350円</u></p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該</u></p>	<p><u>（手数料の金額）</u></p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条の規定に基づく戸籍（全部事項・個人事項）証明書交付手数料 1通につき 450円</u></p> <p>(2) <u>戸籍法第12条の2、第120条第1項及び第126条の規定に基づく除かれた戸籍（全部事項・個人事項・謄本・抄本）証明書交付手数料 1通につき 750円</u></p> <p>(3) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項及び第126条の規定に基づく戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円</u></p>

改正後	改正前
<p>発行を除く。) <u>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</u></p> <p>(4) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 1通につき750円</u></p> <p>(5) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき450円</u></p> <p>(6) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</u></p>	<p>(4) <u>戸籍法第12条の2、第120条第1項及び第126条の規定に基づく除かれた戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円</u></p> <p>(5) <u>戸籍法第48条第1項の規定(同法第117条において準用する場合を含む。)による届出若しくは申請の受理証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円</u></p> <p>(6) <u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出についての上質紙を用いた受理証明書交付手数料 1通につき 1,400円</u></p>

改正後	改正前
<p>(7) <u>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</u></p> <p>(8) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円</u></p>	<p>(7) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料 書類1件につき350円</u></p> <p>【加える】</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。